

長野工業高等専門学校不動産管理規則

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校(以下「本校」という。)における不動産の管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則、その他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(不動産の管理)

第2条 本校の不動産の管理は、校長が総括するものとする。

2 校長は、本校の不動産について常に管理状況を把握し、関係する教職員を指揮監督して当該不動産を良好な状態において維持保全するよう努めるものとする。

(不動産の管理の機関)

第3条 本校の不動産の管理を掌る者として不動産管理役を置き、事務部長をもってその任に充てる。

2 校長は、不動産管理役に事故あるとき又は必要と認めるときは、不動産管理役の職務を他の教職員に代行させることができる。

(不動産管理役の職務)

第4条 不動産管理役は、関係する教職員を指揮監督して不動産を管理する。

2 総務課長は、不動産管理役を補佐する。

(不動産の監守)

第5条 不動産管理役は、本校の不動産を保全するため、不動産監守区域ごとに不動産監守者(以下「監守者」という。)及び不動産補助監守者(以下「補助監守者」という。)を置くものとする。

2 不動産監守区域及び監守者並びに補助監守者は、別表のとおりとする。

3 不動産管理役は、各室等に監守者及び補助監守者の職名若しくは氏名を標示しなければならない。

(監守者等の職務)

第6条 監守者は、不動産管理役の指揮監督を受け、監守する不動産監守区域(以下「担当不動産」という。)の利用状況を把握し、その有効活用に努めるとともに、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- 一 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- 二 教員室、実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- 三 電気及びガス器具の管理状況の点検
- 四 消火器具の点検
- 五 屋根及び樋^{とい}のき損状況の点検
- 六 給排水設備の点検
- 七 その他監守上必要と認める事項

2 補助監守者は、監守者の指示を受け、その職務を補助する。

(監守者の報告)

第7条 監守者は、担当不動産に関し、破損その他前条第1項各号に掲げる事項について異常を認めるときは、直ちにその状況を不動産管理役に報告しなければならない。

2 不動産管理役は、前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(火元責任者)

第8条 不動産監守区域ごとに火元責任者を置き、補助監守者をもってその任に充てる。

(不動産の使用)

第9条 本校の教職員、学生その他の者が不動産を使用するに当たっては、不動産の管理に関わる業務に支障を及ぼさないようにしなければならない。

2 不動産を本校関係者以外の者に使用させる場合の取扱いについては、長野工業高等専門学校不動

産貸付規則に定めるところによる。

(掲示)

第10条 不動産管理役は、所定の掲示板以外に掲示を行わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合でやむを得ないと認めるときは、この限りでない。なお、所定の掲示板へは、次の各号に掲げる掲示物を、掲示させてはならない。

- 一 営利に関する掲示物（教職員及び学生の福利厚生のために行うものを除く。）
- 二 宗教活動に関する掲示物
- 三 政治問題に関するもので、学校の政治的中立性について疑いを抱せるおそれのある掲示物
- 四 特定の個人、法人、機関等を誹謗し、又はその名誉を傷つける掲示物
- 五 不体裁で品位に欠けるもの又は観る者に嫌悪感を抱かせる掲示物
- 六 その他掲示することが著しく不適當であると認める掲示物

(掲示物の撤去)

第11条 不動産管理役は、前条各号に該当する掲示物を発見したときは、直ちに撤去を命ずるものとする。

(校内立入りの規制)

第12条 不動産管理役は、本校において次の各号のいずれかに該当する行為が行われるおそれがあると認めるときは、校内への立入りの規制を行うこととする。また、これらの行為が行われた場合においては、直ちに校内からの退去を命ずるものとする。

- 一 教職員及び学生に面会を強要する行為
- 二 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする行為
- 三 建物、立木、工作物その他の施設又は器物を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの準備をしようとする行為
- 四 本校の正常な運営に支障を生じさせるおそれがあると認められる文書、図面等を配付し、若しくは掲示し、又はこれらの準備をしようとする行為
- 五 多数集合し、放歌高唱し（拡声器を使用する場合を含む。）、若しくは練り歩き、又はこれらの準備をしようとする行為
- 六 座込み、その他通行の妨害、又はこれらの準備をしようとする行為
- 七 その他校内の秩序を乱し、若しくは教職員及び学生の安全を脅かし、又はこれらの準備をしようとする行為
- 八 許可なく校内において商品等の販売、宣伝若しくは勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為

(寄宿舎の管理)

第13条 寄宿舎の管理については、この規則に定めるもののほか、長野工業高等専門学校学生寮規則の定めるところによる。

(学生の集会、施設使用及び掲示)

第14条 学生が行う集会、施設の使用及び掲示については、長野工業高等専門学校学生準則の定めるところによる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、不動産の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校国有財産管理規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年10月20日から施行する。